

「レイクウッド大多喜友の会」 会員募集

募集要項



■ オールシーズン優待料金

(セルフプレー・税込)

平日	土日祝日	薄暮ハーフ
6,950円	10,910円	3,582円

■ 「友の会コンペ」に優待料金で参加

開催月	1月、2月、3月、5月、7月、8月、9月、12月 (年8回)
開催日	原則として各月の土日祝日の一日
優待料金	11,500円 (参加費込・税込)

その他、年1回「友の会グランプリ」注1
と「友の会選手権」注2も開催。

注1 1年間の各回コンペの上位入賞者
による選抜コンペ

注2 ハンディキャップ取得者
のみによる年1回の競技会

初回入会時
100ポイント
(1,000円相当)
プレゼント

■ 毎月のオープンコンペ(平日開催)にも優待料金で参加

■ 来場毎にポイントがたまる「大多喜フレンドカード」に加入

ポイントは当ゴルフ場通用商品券に引換えて、クラブハウス売店とレストランで利用できます。

■ 当ゴルフ場独自のハンディキャップ取得

入会資格

- 「レイクウッド大多喜友の会」会則を遵守いただける方
- 申込書を当社(事務局)にて審査の上、入会者として相応しいと判断される方

入会手続

- 入会申込書のご提出
必要事項記入の上、事務局へご送付またはご持参ください。
- 年会費のお支払い
当社が入会承認後、事務局より『レイクウッド大多喜友の会登録証』をお送りしますので、
受領後10日以内に下記銀行口座へお振込みください。
振込手数料は別途ご負担願います。
【お振込先】 みずほ銀行 東京営業部 普通預金 1250382 株式会社レイクウッド大多喜

年会費

21,600円 (消費税込)

有効期間

原則1年(毎年7月1日より翌年6月30日まで)
以降、双方の申し出がない限り、1年単位で自動更新とします。
なお年の途中入会も可。この場合、初年度の年会費は月割り計算とします。

随時
募集中

お問い合わせ先

「レイクウッド大多喜友の会」事務局

〒298-0202 千葉県夷隅郡大多喜町下大多喜2419

TEL.0470-82-3011 FAX.0470-82-4666 E-MAIL.info@otaki-cc.jp http://www.otaki-cc.jp/

「レイクウッド大多喜友の会」入会申込書

「レイクウッド大多喜友の会」に入会いたしたく、会則・募集要項を承諾のうえ申し込みます。
私は「暴力団員および暴力団関係者等の反社会的勢力でないこと」を表明・確約いたします。

下線部分の内容をご確認のうえ、にチェックマークをご記入ください。 同意する

お申し込み日	平成 年 月 日		
フリガナ			性別 男 ・ 女
ご氏名			
生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日 (歳)		
ご住所	〒 -		
電話番号	【自宅】 - -		【携帯】 - -
メールアドレス			当社より送信 可 ・ 不可
ご勤務先	【名称】		

注)ご住所欄の電話番号は自宅・携帯のいずれか記入必須

「レイクウッド大多喜友の会」会則

- 第1条 本会は「レイクウッド大多喜友の会」と称し、本会の運営は株式会社レイクウッド大多喜（以下、「当社」という）が行い、当社内に事務局を置く。
- 第2条 本会は、レイクウッド大多喜カントリークラブ（以下、「当ゴルフ場」という）の施設を利用して会員相互の親睦を図り、マナーとエチケットの向上に努め、ゴルフの普及・発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会に入会を希望する者は、次の手続きをとらねばならない。
(1)入会申込書に必要事項を記入の上、事務局に提出する。
(2)当社が審査の上、登録を認めた者は年会費を支払う。
年会費はいかなる理由があっても返金できないものとする。
- 第4条 会員の有効期間は原則として1年とし、毎年7月1日より翌年6月30日までとする。
以降、双方の申し出がない限り、自動更新とする。
- 第5条 会員は直接プレーの予約をすることができる。また、プレーの際にはフロントで「レイクウッド大多喜友の会登録証」(以下『登録証』という)を提示しなければならない。提示がない場合は、会員特典を受けられないことがある。
- 第6条 会員が次の事項に該当する場合、事務局は会員の資格を一時停止、あるいは除名することができる。
(1)この会則に違反したとき
(2)当会の名誉を毀損または秩序を乱したとき
(3)入会后、暴力団員またはその関係者であることが判明したとき
(4)登録証を本人以外が使用したとき
(5)当ゴルフ場のゴルフ場利用約款およびゴルフ場利用規則に違反したとき
(6)その他、事務局において処分が適当と判断する行為があったとき
- 第7条 会員は次の場合、その資格を失う。
(1)資格の有効期間を満了したとき
(2)退会、除名、死亡したとき
(3)年会費不払いのとき
- 第8条 会員資格の譲渡ならびに名義変更をすることはできない。
- 第9条 本会則に定めなき事項については、事務局において別に定める。

事務局使用欄

会員No.		入会登録日 (『登録証』作成日)		担当印
年会費金額	(月割りは100円未満切り捨て) 円	年会費領収日	平成 年 月 日	担当印